



# やめよう！

## 自転車・原動機付自転車の 迷惑駐車



決められた場所以外の道路上に自転車等を駐車することはできません。  
公共の自転車駐車場でも、長時間放置された自転車等は撤去の対象です。

※自転車等とは道路交通法上の自転車及び原動機付自転車

駐車するときは、必ず自転車駐車場をご利用ください。

駐車場内の整理・整とんにご協力を  
お願いします。

自転車は防犯登録を受け、必ず鍵を  
かけましょう！万が一盗難被害にあつたときは、警察署で盗難届を出してく  
ださい。

ブブー！  
これはまさしく  
迷惑駐車！

放置された自転車  
で通れない！

ぐちゃぐちゃに駐車して  
あるからとめられない！

自転車駐車場

自転車等放置禁止区域



知っていますか？自転車等放置禁止区域

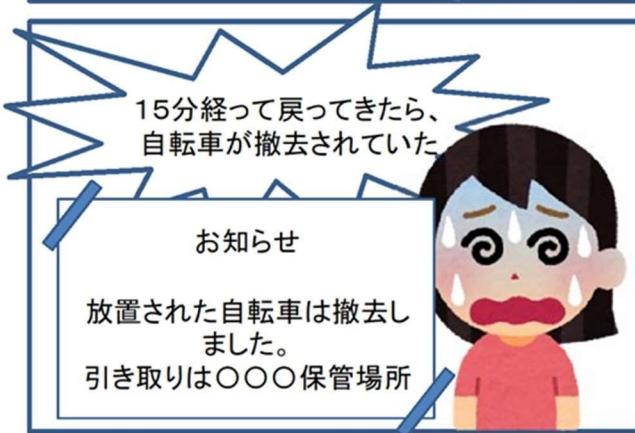
良好な生活環境を図るため、必要のある場所に放  
置禁止区域を指定しています。放置禁止区域と自  
転車駐車場のご案内は、右の二次元コードからご  
確認いただけます。



# 自転車等の放置ってなに？



放置禁止区域のマークが見えるね！  
放置禁止区域内に放置された自転車等  
は即時、その他の区域に放置された自  
転車等は、一定期間経過後に撤去の対  
象になるんだよ。



自転車駐車場内に放置された自  
転車等も一定期間経過後に撤去  
の対象となるよ。  
定期利用申し込みをしていない人  
は、夏休みとかの長期休みに要注  
意だね！



撤去された自転車はどうなるの？

- 撤去した自転車等は、保管場所で1か月保管されるよ。
- 撤去した自転車等を引き取るには、費用(撤去保管手  
数料: 自転車3,500円、原動機付自転車5,000円)  
がかかります。
- 保管期限を過ぎても引き取りのない場合は、市で処分  
されるよ。



撤去保管手数料は、撤去時の運搬作  
業や、保管場所の運営経費に充てら  
れるんだよ。



自転車の放置は、通行の妨げになっ  
たり、ゴミの放置の呼び水になったり、  
社会的にいいことが一つもないね。



自転車を捨てたいときは、住んでる市区  
町村役場に問い合わせよう！  
名古屋市の粗大ごみの出し方はこの二  
次元コードから調べられるよ。  
原動機付自転車の廃棄処分は、購入し  
た販売店に問い合わせてね。



## 放置とは…！

自転車の利用者が自転車を離れて、  
すぐに移動させることができない状態にあること



きれいで安全な街づくりを目指して  
まずあなたから、駐車マナーを見直しましょう！